

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年5月15日（令和7年（行情）諮問第554号）

答申日：令和8年7月31日（令和8年度（行情）答申第432号）

事件名：行政文書ファイル「平成17年度決定1」につづられた文書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる18文書（以下、順に「文書1」ないし「文書18」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年4月15日付け防官文第7345号及び令和7年1月29日付け同第1574号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1関係

（略）

（2）原処分2関係

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ ないしエ （略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「裏面（略）の行政文書ファイル（連番31～40）に綴られた文書の全て。「平成17年度決定1」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「行政文書開示決定通知書（平成14年5月15日付け防運企第4139号）による一部開示決定処分に係る異議申立について（「行政機関の保有

する情報の公開に関する法律第18条の規定に基づく諮問について（答申）（府情審第718号。平成17年3月15日）」のみ。）」（以下「先行開示文書」という。）及び本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年4月15日付け防官文第7345号により、先行開示文書について、開示決定処分（原処分1）を行った後、令和7年1月29日付け防官文第1574号により、本件対象文書について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及びその理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

（1）（略）

（2）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（3）及び（4）（略）

（5）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和7年5月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同月30日 | 審議 |
| ④ | 令和8年5月22日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年6月19日 | 審議 |
| ⑥ | 同年7月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると、当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2において、別表の内容に沿う説明をするので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

なお、本件対象文書の名称について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、各異議申立てに係る原議書の件名欄の表記を用いている旨説明するので、これを前提とする。

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、異議申立人の氏名、住所、郵便番号、年齢、印影及び電話番号が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、起案者、決裁者及び担当者の氏名及び印影が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分を開示し、特定の職員が識別されることになると、本件においては、その職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ これを検討するに、当該不開示部分を公にして、起案者、決裁者及び担当者が識別されることになると、当該職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記イの諮問庁の説明は否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、防衛庁（現防衛省）の内線番号が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分は、現在も使われている、一般に公開していない内線番号であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ これを検討するに、当該内線番号は、一般に公開されている情報であるとうかがわせる事情は認められないので、これを公にすると防衛省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記イの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号4に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、特定国の軍事に関する状況及び能力等についての情報が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分は、防衛省・自衛隊が公刊資料等から収集した情報を独自に分析し、一部の推定した部分を含めて評価した内容となっており、これを公にすることにより、自衛隊の情報収集の関心及び収集能力並びに情報分析能力が推察され、事後の自衛隊による情報収集業務に支障が生じ、自衛隊の任務の効果的な遂行が妨げられるおそれがあり、ひいては我が国の安全を害するおそれがある。

ウ これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にした場合、自衛隊の情報収集の関心及び収集能力並びに情報分析能力が推察され、じ後の自衛隊による情報収集業務に支障が生じ、自衛隊の任務の効果的

な遂行が妨げられるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、原処分1に係る審査請求から諮問までに約5年11か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 本件対象文書

なお、原処分２に係る行政文書開示決定通知書に記載された「開示する行政文書の名称」のうち、本件対象文書の開示部分と対比して明白な誤記と認められる部分（文書３及び文書１５）は、当審査会において修正した。

文書１ 行政文書開示決定通知書（平成１５年４月４日防官文第３４６１号）
による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書２ 行政文書不開示決定通知書（平成１５年１月１４日防官文第１４７号）
による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書３ 行政文書開示決定通知書（平成１４年７月２６日付け防運訓第６４０
６号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書４ 行政文書開示決定通知書（平成１５年６月３０日付防官文第５６７８
号）による不開示決定処分に係る異議申し立てについて

文書５ 行政文書開示決定通知書（平成１５年３月３１日付防官文第３２４３
号）による不開示決定処分に係る異議申し立てについて

文書６ 行政文書開示決定通知書（平成１５年６月９日付け防官文第５１３０
号）による開示決定処分に係る異議申立てについて

文書７ 行政文書不開示決定通知書による不開示決定処分に係る異議申立てに
ついて

文書８ 行政文書不開示決定通知書（平成１５年９月２５日付け防官文第７８
８９号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書９ 行政文書不開示決定通知書（平成１５年５月１４日付け防官文第４４
９５号）による不開示決定処分に係る異議申立について

文書１０ 行政文書不開示決定通知書（平成１６年２月１４日防官文第８５４
号、第８５５号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書１１ 行政文書不開示決定通知書（平成１５年１月２４日付け防官文第４
２１号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書１２ 行政文書不開示決定通知書（平成１５年１月２４日付け防官文第４
２０号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書１３ 行政文書開示決定通知書（平成１４年１０月２９日付け防官文第９
０４０号）による開示決定処分に係る異議申立てについて

文書１４ 行政文書不開示決定通知書（平成１３年１２月２６日付け防運企第
９６４１号）による不開示決定処分に係る異議申立について

文書１５ 行政文書開示決定通知書（平成１４年５月１５日付け防運企第４１
３９号）による一部開示決定処分に係る異議申立について（「行政
機関の保有する情報の公開に関する法律第１８条の規定に基づく諮
問について（答申）（府情審第７１８号。平成１７年３月１５日）」
を除く。）

- 文書 16 行政文書開示決定通知書（平成 15 年 8 月 11 日防官文第 6792 号）による一部開示決定に係る異議申立てについて
- 文書 17 行政文書不開示決定通知書（平成 15 年 4 月 30 日防官文第 4144 号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書 18 行政文書開示決定通知書（平成 16 年 2 月 4 日防官文第 856 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

別表

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 枚目、2 枚目、1 7 枚目、2 3 枚目、3 2 枚目ないし 3 4 枚目及び 3 6 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	1 枚目、2 枚目、1 4 枚目、1 7 枚目、2 6 枚目ないし 2 8 枚目及び 3 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3	1 枚目、2 枚目、4 枚目、1 5 枚目、1 7 枚目、1 9 枚目、2 0 枚目及び 2 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4	1 枚目、2 枚目、2 1 枚目、2 3 枚目及び 3 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5	1 枚目、2 枚目、1 7 枚目、1 8 枚目及び 3 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6	1 枚目、2 枚目、1 9 枚目、2 2 枚目及び 2 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7	1 枚目、2 枚目、1 9 枚目、2 1 枚目及び 2 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8	1 枚目、2 枚目、1 0 枚目、1 1 枚目及び 1 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 9	1 枚目、2 枚目、1 0 枚目、1 1 枚目及び 1 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 0	1 枚目、2 枚目、1 0 枚目、1 1 枚目、2 1 枚目、3 1 枚目、3 4 枚目、4 4 枚目、4 7 枚目及び 4 8 枚目のそれぞれ一部	

	文書 1 1	1 枚目、2 枚目、1 2 枚目、1 3 枚目及び 2 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 2	1 枚目、2 枚目、1 2 枚目、1 3 枚目及び 2 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 3	1 枚目、2 枚目、1 8 枚目、2 0 枚目及び 3 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 4	1 枚目、3 2 枚目、3 5 枚目、4 2 枚目及び 4 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 5	1 枚目、2 0 枚目、2 3 枚目、3 0 枚目及び 3 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 6	1 枚目、2 枚目、1 3 枚目、1 6 枚目及び 2 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 7	1 枚目、2 枚目、1 1 枚目、1 4 枚目及び 1 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 8	1 枚目、2 枚目、3 9 枚目、5 0 枚目及び 5 2 枚目のそれぞれ一部	
2	文書 1	1 5 枚目及び 3 2 枚目のそれぞれ一部（1 5 枚目及び 3 2 枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2	1 2 枚目、1 3 枚目及び 2 6 枚目のそれぞれ一部（1 2 枚目及び 2 6 枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	
	文書 3	1 4 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 4	1 9 枚目及び 3 8 枚目のそれぞれ一部（1 9 枚目の内	

		線番号を除く。)	
文書 5		1 5 枚目、1 6 枚目及び 2 9 枚目のそれぞれ一部 (1 5 枚目の内線番号を除く。)	
文書 6		1 1 枚目ないし 1 3 枚目、 1 5 枚目ないし 1 7 枚目、 1 9 枚目及び 2 2 枚目の それぞれ一部 (1 1 枚目、1 3 枚目、1 5 枚目及び 1 7 枚目のそれぞれ内線番号を 除く。)	
文書 7		1 7 枚目、1 8 枚目、2 1 枚目及び 3 0 枚目のそれ ぞれ一部 (1 7 枚目及び 3 0 枚目のそれぞれ内線番号を 除く。)	
文書 8		9 枚目及び 1 7 枚目のそれ ぞれ一部 (9 枚目の内線番 号を除く。)	
文書 9		9 枚目及び 1 7 枚目のそれ ぞれ一部 (9 枚目の内線番 号を除く。)	
文書 1 0		1 9 枚目、2 0 枚目、4 3 枚目、5 0 枚目及び 5 3 枚 目のそれぞれ一部 (1 9 枚 目、4 3 枚目、5 0 枚目及 び 5 3 枚目のそれぞれ内線 番号を除く。)	
文書 1 1		1 0 枚目の一部 (内線番号 を除く。)	
文書 1 2		1 0 枚目の一部 (内線番号 を除く。)	
文書 1 3		1 6 枚目及び 1 7 枚目の それぞれ一部 (1 6 枚目の 内線番号を除く。)	
文書 1 4		3 0 枚目及び 3 1 枚目のそ	

		れぞれ一部（３０枚目の内線番号を除く。）	
	文書１５	１８枚目、１９枚目、３５枚目ないし３７枚目及び３９枚目のそれぞれ一部（３５枚目、３７枚目及び３９枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	
	文書１６	１２枚目及び２３枚目のそれぞれ一部（それぞれ内線番号を除く。）	
	文書１７	９枚目、１０枚目、２３枚目、２４枚目及び２６枚目のそれぞれ一部（９枚目、２３枚目及び２６枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	
	文書１８	１４枚目、３８枚目、５０枚目、５６枚目のそれぞれ一部（１４枚目、３８枚目及び５６枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	
３	文書１	１５枚目及び３２枚目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書２	１２枚目及び２６枚目のそれぞれ内線番号	
	文書３	１４枚目の内線番号	
	文書４	１９枚目の内線番号	
	文書５	１５枚目の内線番号	
	文書６	１１枚目、１３枚目、１５枚目及び１７枚目のそれぞれ内線番号	
	文書７	１７枚目及び３０枚目のそれぞれ内線番号	
	文書８	９枚目の内線番号	
	文書９	９枚目の内線番号	
	文書１０	１９枚目、４３枚目、５０枚目及び５３枚目のそれぞれ	

		れ内線番号	
	文書 1 1	1 0 枚目の内線番号	
	文書 1 2	1 0 枚目の内線番号	
	文書 1 3	1 6 枚目の内線番号	
	文書 1 4	3 0 枚目の内線番号	
	文書 1 5	1 8 枚目、3 5 枚目、3 7 枚目及び 3 9 枚目のそれぞれ内線番号	
	文書 1 6	1 2 枚目及び 2 3 枚目のそれぞれ内線番号	
	文書 1 7	9 枚目、2 3 枚目及び 2 6 枚目のそれぞれ内線番号	
	文書 1 8	1 4 枚目、3 8 枚目及び 5 6 枚目のそれぞれ内線番号	
4	文書 1 8	6 1 枚目ないし 7 4 枚目のそれぞれ一部	自衛隊が収集・処理した情報又は自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報収集の関心及び収集能力並びに情報分析能力が推察され、じ後の自衛隊による情報収集業務に支障が生じ、自衛隊の任務の効果的な遂行が妨げられるおそれがあり、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。